

I 福祉用具の事故防止を視点とした技術・連携研修事業 事業の概要とまとめ

I 事業の概要とまとめ

1. 事業の概要

改正消費生活用製品安全法(2007年施行)に基づき、現在、重大製品事故の公表が行われているが、公表対象となる福祉用具の事故は、被災する方が要介護高齢者だけに、社会的にも大きな注目を集めており、介護給付における福祉用具利用の安全確保は政策課題となりつつある。福祉用具を利用する高齢者は、福祉用具の使用にあたって特別な支援を要する利用者であり、サービス提供にあたっては、福祉用具専門相談員の継続的なモニタリング(訪問確認)によって、事故を未然に防ぐ取り組みが求められている。これに加えて、日常的にサービスを提供する訪問介護員等が、事故につながるような福祉用具の利用状況を把握したら、ケアマネジャーを通じて、福祉用具専門相談員に情報を提供するなど、高齢者に関わるサービス提供者間の連携が強く求められている。そこで、本事業では、これらの課題を解決するための一つの方法として、日頃は関係の薄い福祉用具専門相談員と訪問介護員を対象に、福祉用具の事故予防をテーマとした連携研修を行い、職種間の連携方法を探るものである。また、両職種が所属する福祉用具貸与事業所と訪問介護事業所にアンケート調査を行い、事故防止と職種間の連携実態を把握し、本事業における基礎データを整備するものである。

【基本的な視点】

事業の実施にあたっては、以下の基本的な視点をもって行う。

- ① 適切なモニタリングの実施による事故防止
- ② 専門職間の連携・ネットワーク構築による事故防止
- ③ 自立支援、介護負担軽減を目指した福祉用具の適切な利用の普及
- ④ ニーズに応じた福祉用具による適切な利用支援の普及

(1) 研修事業の概要

福祉用具の利用中の事故が社会的関心を集めていることから、本会では、事故を予防する活動の普及・啓発の一環として、訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携を目的とした研修を全国5箇所で開催した。この事業は、福祉用具の事故予防には、福祉用具専門相談員が定期的なモニタリングを確実に実施すると共に、日々ご利用者にサービスを提供する訪問介護員が連携することで、日常に潜む事故のリスクを回避することができると考えて行ったものだ。同研修では、日頃のサービス提供場面では関係の薄い両職種が、ケアマネジメントの過程でリスク管理という点で連携できるよう、「訪問介護計画」と「福祉用具個別援助計画」を通じてお互いの業務を理解し、連携方法を確認し合うとともに、主にモニタリングのポイントを演習形式で学びあう内容とした。

1) 事業の実施体制等

本事業では、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会のもとに専門委員会を設置し、プログラム・研修教材の作成等を行うと共に、一部の委員には後記4)のパネラーと、後記3)の研修講師を依頼した。また、各地域において事業が円滑に実施できるよう、以下の団体に協力を求め、研修運営を行ってもらった。なお、事業の実施にあたっては事前に協力団体を集め、説明会を開催した。

①専門委員会

役職	氏名	所属	担当
委員長	白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授	
委員	阿部 勉	リハビリ推進センター株式会社 代表取締役	調査
	内田 千恵子	社団法人日本介護福祉士会副会長	内容
	小島 操	結城クリニック 石神井訪問看護ステーション相談室室長	内容
	酒井 博人	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事	運営
	助川 未枝保	社会福祉法人広文会 じょうものの郷 理事	内容／運営
	東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉援助工学分野 専任講師	調査
	渡邊 慎一	社団法人日本作業療法士協会 福祉用具部部長	内容
オブザーバー	山下 一平	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長	—
	山下 陽子	厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官	—

(担当) 調査＝調査担当、内容＝研修内容担当、運営＝研修運営担当

■第1回委員会（日時；平成23年9月5日（月）9:30～11:30／会場；コンベンションルームA P 品川）

協議内容；①研修内容等について

②アンケート調査について

③各委員の役割分担について

■第2回委員会（日時；平成23年10月5日（水）15:00～16:00／会場；HCR国際福祉機器展会場）

協議内容；①研修内容について

②アンケート調査について

■第3回委員会（日時；平成23年10月17日（月）13:00～15:00／会場；コンベンションルームA P 品川）

協議内容；①研修実施地域、時期等について

②研修内容等について

③アンケート調査について

■第4回委員会（日時；平成24年2月6日（月）13:00～15:00／会場；コンベンションルームA P 品川）

協議内容；①研修実施結果について

②アンケート調査結果について

③提言、報告書、同概要版等について

■第5回委員会（日時；平成24年3月7日（水）15:00～17:00／会場；コンベンションルームA P 品川）

協議内容；①報告書等について

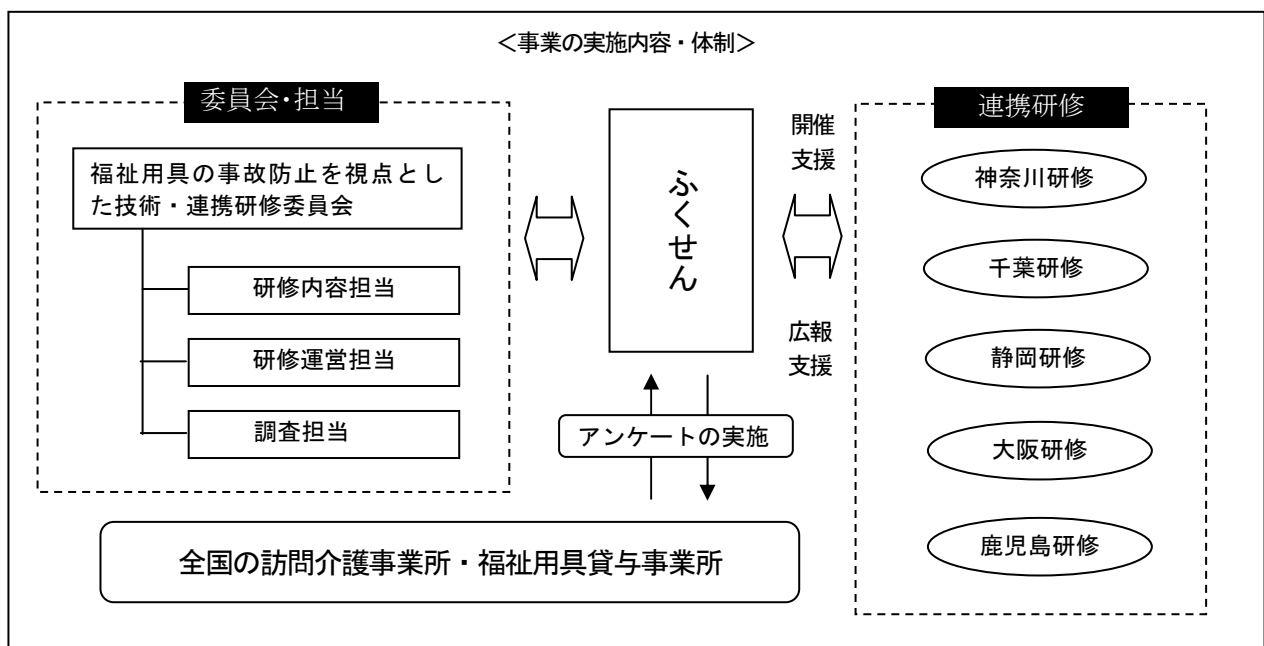
②事業の今後の展開について

② 協力団体

- ・ 神奈川研修／社団法人日本福祉用具供給協会 南関東支部神奈川県ブロック
- ・ 千葉研修 / 千葉県在宅サービス事業者協議会
- ・ 静岡研修 / 静岡県民間在宅福祉サービス事業者協議会
- ・ 大阪研修 / 公益社団法人関西シルバーサービス協会
- ・ 鹿児島研修／社団法人日本福祉用具供給協会・鹿児島ブロック／社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会

③ 事業の説明会

- ・ 日時／平成23年10月17日（月）
- ・ 会場／東京・コンベンションルームAP品川（東京都港区高輪3-25-23）



注) 「ふくせん」とは一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の略称

2) 研修プログラム・教材の作成

研修は全6時間として講義（2時間）、演習Ⅰ（2時間）、演習Ⅱ（2時間）のプログラムとした。各プログラムの概要は以下のとおり。

① 講義（2時間）

福祉用具を用いた生活における事故防止のために必要な知識と職種間の連携の重要性を学び、介護サービスの実践力の向上を目的とした講義にした。

② 演習Ⅰ（2時間）

グループ別に安全確認トレーニングを行い、事故防止のポイントを学ぶと共に、安心して福祉用具を使うための基礎知識を得られるプログラムとした。教材はAKT「安全確認トレーニング」キッドを使用した。（詳細は19頁）

③ 演習Ⅱ（2時間）

福祉用具利用による日常の生活支援での事故防止を行なうため、「訪問介護計画書」と「福祉用具個別援助計画書」の内容を両職種が互いに理解し、職種間の連携に必要な情報交換をグループワークで行うプログラムとした。（詳細は21頁）

3）研修の実施

前記の1）によるプログラム、教材を活用して、以下のとおり「訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修」を全国5カ所で開催した。

- 11月14日（月）／神奈川研修（訪問介護員26名、相談員25名、計51名、詳細は45頁）
- 11月25日（金）／千葉研修（訪問介護員14名、相談員20名、計34名、詳細は51頁）
- 12月20日（火）／静岡研修（訪問介護員21名、相談員29名、計50名、詳細は57頁）
- 1月24日（火）／大阪研修（訪問介護員16名、相談員34名、計50名、詳細は63頁）
- 1月21日（土）／鹿児島研修（訪問介護員28名、相談員25名、計53名、詳細は70頁）

4）ワークショップ「福祉用具の適切な利用支援と事故予防」

10月5日、国際福祉機器展（HCR）会場にて、本事業の委員会委員5名をパネリストにして、「福祉用具の適切な利用支援と事故予防」というテーマでパネルディスカッションを開催した。

<パネラー>

- 阿部 勉（植草学園大学保健医療学部専任講師）
- 内田 千恵子（社団法人日本介護福祉士会副会長）
- 小島 操（結城クリニック 石神井訪問看護ステーション相談室室長）
- 酒井 博人（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事）
- 助川 未枝保（社会福祉法人広文会 じょうもんの郷理事／施設長）

<コーディネーター>

- 山本一志（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会事務局長）

5）研修の実施状況の広報活動

本事業は、モデル事業の普及・啓発を目的としていることから、研修を実施した後、内容を伝えるレポートを作成し、実施地域、全国の関係者に研修の内容を伝えた。

- ふくせんレポート号外版（2011年10月25日号）／ワークショップ
- ふくせんレポート号外版（2011年12月13日号）／神奈川研修、千葉研修
- ふくせんレポート号外版（2012年1月25日号）／静岡研修
- ふくせんレポート号外版（2012年2月1日号）／大阪研修
- ふくせんレポート号外版（2012年2月27日号）／鹿児島研修

6）マスコミの協力を得た広報活動

本事業は、福祉用具の事故予防に対する取組みの普及・啓発を目的としていることから、マスコミ各社に適宜情報を提供し、パブリシティへの協力を求めた。この結果、業界誌に加えて、静岡研修（12月20日）の様子がNHK・福祉ネットワークに取り上げられた。

7) 福祉用具の安全な活用と事故防止の環境づくりのための調査

①調査目的

- ・福祉用具貸与事業所の事故に関する仕組みを知る
- ・訪問介護事業所と福祉用具貸与事業所における情報共有・連携実態を知る
- ・現在の福祉用具の事故防止に関わる事柄の認知度を知る

②調査対象・方法

全国の福祉用具貸与事業所（8,506件）、訪問介護事業所（29,748件）を無作為に抽出。福祉用具貸与事業所1487件、福祉用具貸与事業所1,488件を対象に郵送留置きにて行った。

③回収状況

- | | | | | | | |
|------------|------|-------|-------|-----|-------|-----|
| ・福祉用具貸与事業所 | ：配布数 | 1,487 | 有効回収数 | 555 | 有効回収率 | 37% |
| ・訪問介護事業所 | ：配布数 | 1,488 | 有効回収数 | 419 | 有効回収率 | 28% |

④集計結果（詳細は85頁）

8) 提言と概要版の作成

本事業が次年度以降も地域に定着するよう、福祉用具専門相談員、訪問介護員を対象に「福祉用具の事故防止を視点とした技術・連携に関する提言」を作成し、普及・啓発に努める（詳細は13頁）。また、事業の広がりを期待して、本報告書の内容を概要版にまとめ、関係者に配布した。

(2) 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修のまとめ

本研修では、全5会場それぞれ受講者アンケートを行い、研修評価を行っているが、回答結果はおおむね良好であった。特に今回の研修目的である「職種間の連携」という点では、グループワークで異なる職種が意見を交換することでお互いの理解につながった、という意見が多く見受けられた。一方、もう一つのテーマである福祉用具の安全確認に関しては、演習Ⅰで基本的な技術を学び、演習Ⅱで具体的な事例に対して、応用的に演習Ⅰの技術で検討を行うというものであった。事例提供では、具体的なケアプラン、これに基づく個別の計画書で利用者の状態像、環境、目標、課題が分るようにした。実際の現場での連携を想定した教材提供としたが、参加者からはおおむね好評であった。

本項では、これら研修の成果を5つの視点でまとめ、そして研修事業全体の課題を整理した。

1) 事業の成果

① 研修内容について

研修内容は、各会場の受講者アンケートの結果からみて、ほぼ満足が得られたようである。特に、今回の研修テーマは職種間の連携であるが、両職種が意見交換をできるグループワークでは、参加者から「視点の違いから新たな発見があった」「福祉用具の正しい情報を伝える必要性を感じた」「情報の共有の必要性を感じた」など、連携の必要性につながるような意見が多くみられた。

また、今回のプログラムは全6時間で1日研修としたが、実際にサービスを提供する訪問介護員の方は、午後の演習を中座するケースも見受けられた。訪問介護員の業務実態を踏まえ、今後、1日研修のほかに、半日研修のプログラムを用意する必要があるかもしれない。

② 研修教材について

研修教材、資料等については、受講者アンケートの結果からみて、ほぼ満足を得られたようである。研修では両職種の連携ツールとして「福祉用具個別援助計画書」「訪問介護計画書」、そして、これらを使った情報共有の方法として、両計画書の「留意事項」の活用を図れるような教材作成を心がけた。

講師を務めた委員によると、参加者からあがった留意点には、「安心・安全」など理念的な表現が目立ったようである。研修で求めるのは「福祉用具のこの部分に気をつける」など、具体的な内容なので、グループワークでの指導ポイントとするほか、終了後、留意点の標準例も資料として提供すべきだった、との指摘があった。この点を踏まえ、本報告書には「教材9／留意事項の記入例」を追加作成した。

③ 協力団体等について

本助成事業の趣旨は連携・ネットワークの構築だが、事業の実施にあたっては、本会と5つの協力団体が連携して事業にあたった。併せて協力団体は地域における福祉用具関係団体や事業者連絡会、職能団体等の協力を得て、参加者の募集活動等を行った。本事業は、研修を行うことで参加者の安全確認技術の習得と連携に対する意識啓発を行うものだが、同時に、協力団体が地域における募集活動等を通じた普及・啓発活動を行うことも、本事業の大切な意義とえる。

また、本研修はモデル的なものであり、テーマである福祉用具の事故防止活動は継続的に取り組むべき課題でもあることから、本研修の定着を図るためにも、本会、協力団体、地域の関係団体の関係を維持、発展させ、福祉用具による事故防止に向けた環境づくりを行っていく必要があるだろう。

④ 講師の選定、養成について

今回の講師選定は、研修プログラム・教材の作成を担当して頂いた委員の方々、演習Ⅰの安全確認トレーニングの開発者、同教材を事業所で指導している本会会員の方をお願いした。併せて、事業の定着と発展を目指し、地域の識者にも講師をお願いしたところである。地域の講師は、演習Ⅰは鹿児島で1名、演習Ⅱが大阪と静岡の2名となっている。地域の講師の場合、協力団体の担当者が、他会場の研修の様子を視察。ビデオ撮影をし、その映像を提供して講師に研修内容を説明するなど、担当者講師の連携を図ることで、事業の趣旨と講義の進め方などの伝達を円滑に行うことができた。

今後、他の地域で同様の研修を行ってもらうにあたり、本報告書を活用してもらうとともに、今回撮影した映像などを編集し、提供することも考えたい。

⑤ 広報活動等について

本研修は、モデル事業として普及・啓発を目的としていることから、事業の実施期間中も取材レポートを作成し、実施地域への配布はもとより、ホームページに特設ページを設けて一般に情報を伝えた。参加者の募集は、前記③のとおり、主に協力団体が行ったが、ホームページを見て本会に問い合わせを寄せるケースも多かった。

また、マスコミ対策では、NHK・福祉ネットワークが福祉用具の事故をシリーズで取り上げているが、この防止に向けた取り組みとして、静岡研修を取材し、全国放送をしてくれた。放送翌日からは、ホームページへのアクセス数も上がり、事業の趣旨を効率よく伝えることができたと思う。

2) 今後の課題

福祉用具の事故予防のための連携対象は、訪問介護事業所のサービス提供責任者、実際にサービスを提供する訪問介護員だが、今回の研修を通じて、研修会場によっては訪問介護員の参加が比較的に少なかったところがある。事故防止に向けた環境づくりのためには、サービス提供責任者から訪問介護員への指導等を期待するとともに、サービスを実際に提供する訪問介護員に対して直接的な研修を行う方法も考えていきたいところである。訪問介護の業務の実態から、参加しやすい時間配分のプログラムを用意すると共に、事業所の責任者への事業の周知も課題といえるだろう。

今回の研修を通じて、訪問介護員から、あまり福祉用具を知らない、知りたくても誰に聞いていいかわからない、という意見も多く聞かれた。福祉用具の事故予防のための職種間の連携では、先ず訪問介護員に福祉用具を理解してもらう取り組みも必要であろう。また、例えば移動リフトなどを使えば、訪問介護員の腰痛予防にもつながり、かつ介護を受ける利用者の負担軽減など、介護の質にも好影響がある。事故予防という視点からだけでなく、適切な利用によるメリットも含め、訪問介護員に対する福祉用具の普及・啓発が強く求められている。

今回のモデル研修は、福祉用具専門相談員と訪問介護員が、現場で実際にサービスを提供する過程で、リスク管理の情報共有などを行うことにより、事故防止に結びつける取り組みである。お互いのサービスは、ケアマネジメントのもと提供されることから、やはりケアマネジャーが情報共有の起点となり、連携をマネジメントしてもらうことが必要であろう。ケアマネジャーに対する普及・啓発と同時に、ケアマネジャーを含む三職種での連携研修なども必要だろう。

(3) アンケート調査結果の概要

1) 本調査の目的と方法

- ・本調査は、福祉用具の安全な活用に向けて福祉用具貸与事業所と訪問介護事所の連携が必要との問題意識から、事故防止に係わる事柄の認知度や連携の実態について把握することを目的とした。
- ・平成 23 年 10 月、全国の福祉用具貸与事業所、訪問介護事業所を無作為に抽出し、貸与事業所は 1,487 件(有効回収数 555)、訪問介護事業所は 1,488 件(有効回収数 419)を対象に実施した。回答者は福祉用具貸与事業所は「最も経験の長い福祉用具専門相談員 1 名」、訪問介護事業所は「最も経験の長いサービス提供責任者 1 名」とした。
- ・本調査の意義は 2 つある。1 つは福祉用具に係わる事故の情報収集や防止に関する取り組みについての認知を訪問介護事業所に尋ねたことである。2 つめは福祉用具貸与事業所と訪問介護事業所に、互いへの連絡をしているかどうか等、連携について尋ねたことである。両事業所間での連絡や消費生活用製品安全法や福祉用具 J I S についての認知等の実態は、本調査によって明らかになった事柄といえる。

調査結果の詳細は 85 頁を参照。

2) 福祉用具貸与事業所の結果から

■「モニタリング」「利用者・家族から意見を聞く仕組み」「ケアマネジャーへ報告する仕組み」は、あり

定期的なモニタリングは 91.7%が「している」と回答しており、「利用者・家族から意見を聞く仕組み」は「ある」が 67.7%、「ケアマネジャーへ利用者の状況を報告する仕組み」は「仕組みとしてなっている」が 74.1%であった。2012 年の指定基準の改正でモニタリングが福祉用具貸与事業者へ求められるようになったが、既にほとんどのところで実施されているといえる。また「事故発生時の対応の仕組みを定めている」が 88.1%、「どのような事柄を事故と定義するかの文書を定めている」と回答したのは 54.2%であった。

■訪問介護事業者への連絡は「あまりない」が最も多い

訪問介護事業者へ連絡することはあるかという設問では「あまりない」が 37.8%で最も多かった。ついで「少しある」が 23.8%であった。「あまりない」と「まったくない」(10.8%)をあわせると 5 割近くが福祉用具貸与事業所から訪問介護事業所への連絡がないことになり、連携が取れているとはいえない状況にあるといえる。また連絡が「よくある」「少しある」に具体的な連絡事項を記載してもらったところ「納品時の様子」「使用方法の説明」などがみられた。

■消費生活用製品安全法による事故情報や福祉用具 J I S は「知っている」が 7~8 割

2007 年 5 月からの消費生活用製品安全法(消安法)改正による福祉用具事故情報の公表については、「少し知っている」が最も多く 41.1%、ついで「知っている」が 33.3%であった。また「福祉用具 J I S」が規定する種類については「少し知っている」が 46.7%で、「知っている」が 38.2%、ベッド柵の挟み込みなどに対する業界団体の注意喚起活動については「知っている」が 7 割を占めていた。消安法や福祉用具 J I S は福祉用具貸与事業者に直結する事柄であり、認知度は高いのは当然といえるかもしれない。

■福祉用具は「有効に活用」という回答が7割強

福祉用具は「有効に活用されていると思うか」という設問に対し、「思う」は71.9%、「どちらともいえない」が24.9%、「思わない」は2.0%であった。有効に活用されていると回答した人に事例を記載してもらったところ、排泄や入浴の自立、外出支援などの回答が目立っていた。また「医療器具を使用している人は事故の危険性が高いと思うか」という設問では「どちらともいえない」が65.4%で最も多く「思う」が23.4%、「思わない」が9.4%であった。

■事故を減らすには「利用の前に身体状況を把握する」

福祉用具に係わる事故を減らすための方策を複数回答で尋ねたところ「利用の前に利用者の身体状況を把握する」が60.2%で最も多く、ついで「モニタリングを行い誤使用を防ぐ」が50.4%、「利用の前に福祉用具を試用してもらう」が40.8%であった。このことから事故防止にはアセスメントとモニタリングが必要と考えていることが伺える。また福祉用具利用を進める上で「困ったときの相談相手」を複数回答で尋ねたところ「介護支援専門員」が73.7%で最も多く、ついで「訪問リハビリ(理学・作業療法士)」が58.5%であった。

3) 訪問介護事業所の結果から

■福祉用具貸与事業所へ連絡することは「ない」が5割超

訪問介護事業所から福祉用具貸与事業所へ連絡することはあるかという設問では「あまりない」が33.7%で最も多く、ついで「少しある」が27.2%であった。「あまりない」と「まったくない」(18.1%)をあわせると、訪問介護事業所から福祉用具貸与事業所への連絡がないという回答が5割を超えている。福祉用具貸与事業所からも同様の回答を得ており、連携が取れているとはいえない状況が明らかになったといえる。また「事故発生時の対応の仕組みを定めている」が93.6%、「どのような事柄を事故と定義するか」の文書を定めている」と回答したのは61.1%で、福祉用具貸与事業所より5～6ポイント高かった。

■消安法による事故情報や福祉用具JISは「あまり知らない」

消安法による福祉用具事故情報が公表されることについて「あまり知らない」が最も多く37.5%で、ついで「少し知っている」が34.6%であった。「あまり知らない」と「まったく知らない」(14.1%)を合わせると5割に達する。さらに「福祉用具JISが規定する種類」についてとなると「あまり知らない」が40.1%になり、「少し知っている」が31.3%で、「まったく知らない」は11.5%、「よく知っている」は6.4%であった。ベッド柵の挟み込みなどに対する業界団体の注意喚起活動については「少し知っている」が38.2%と最も高く、「知っている」の24.3%と合わせると6割を超えていた。

■福祉用具は「有効に活用」という回答が6割

福祉用具は「有効に活用されていると思うか」という設問に対し、「思う」は60.1%、「どちらともいえない」が34.1%、「思わない」は2.4%であった。福祉用具貸与事業所は「思う」が71.9%で、10ポイントほど訪問介護事業所のほうが低かった。また有効に活用されていると回答した人に事例を記載してもらったところ、寝起きや立ち上がりができるようになった、移動・入浴ができるようになったと自立支援に関する記載が目立っていた。また「医療器具を使用している人は事故の危険性が高いと思うか」という設問では「どちらともいえない」が61.8%で最も多く、「思う」が27.4%、

「思わない」が8.1%で、福祉用具貸与事業所からの回答と同じ傾向であった。

■事故を減らすには「利用の前に身体状況を把握する」

福祉用具に係わる事故を減らすための方策を複数回答で尋ねたところ「利用の前に利用者の身体状況を把握する」が60.0%で最も多く、ついで「モニタリングを行い誤使用を防ぐ」が50.5%、「利用の前に福祉用具を試用してもらおう」が40.5%であった。事故防止にはアセスメントとモニタリングが必要と考えていることは福祉用具貸与事業者と変わらない傾向であった。また福祉用具利用を進める上で「困ったときの相談相手」を複数回答で尋ねたところ「介護支援専門員」が81.3%で最も多く、ついで「福祉用具事業所(福祉用具専門相談員)」が73.3%、「訪問リハビリ(理学・作業療法士)」が47.6%であった。

4) まとめ

■両者の比較とクロス集計、訪問介護は、貸与事業所へ連絡がよいところは、消安法やJ I Sを認知

- ・福祉用具貸与事業所、訪問介護事業所ともに、互いに連絡することは「あまりない」「まったくない」が合わせて5割前後であり、連携が日頃から取れているとはいえない状況であった。また消安法や福祉用具J I Sについての認知度は、福祉用具貸与事業所のほうが高く訪問介護事業所のほうが低かった。しかし、業界団体による注意喚起活動は、訪問介護事業所においても6割が「知っている」と回答しており、啓発活動の重要性を示唆していた。
- ・訪問介護事業所の中でも福祉用具貸与事業所へ連絡することが「よくある」と回答したところは、「まったくない」よりも消安法やJ I Sを認知度が有意に高く、福祉用具が有効に活用されていると「思う」の割合が高かった($p < .05$)。

■調査の意義と成果

- ・本調査は訪問介護事業所と福祉用具貸与事業所の事故防止に係わる事柄の認知度や連携の実態について把握することを目的としていた。その意義の1つは、福祉用具に係わる事故の情報収集や防止に関する取り組みについての認知を訪問介護事業所に尋ねたことである。福祉用具貸与事業所に対する調査はこれまでも数多くなされてきたが、福祉用具の事故や安全な活用を考えたとき、実際に福祉用具の操作に携わる訪問介護事業所との連携は不可欠といえる。2つめは福祉用具貸与事業所と訪問介護事業所の双方に、互いへの連絡等連携について尋ねたことである。訪問介護事業所と福祉用具貸与事業所との連絡や、両者の消安法や福祉用具J I Sについての認知等の差異などは、本調査で明らかになった事柄である。
- ・今後、福祉用具の活用や事故防止を考えたときに訪問介護事業所との連絡、連携は重要であり、福祉用具貸与事業所、業界団体において活動の方向性が示唆されたのではないだろうか。

(4) 福祉用具の事故防止を視点とした技術・連携に関する提言

全国5カ所で行った訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修の結果、福祉用具の事故防止のためには、日頃からの両職種の連携が必要であることが確認できた。一方、全国の福祉用具貸与事業所、訪問介護事業所を対象に無作為抽出で行ったアンケート調査の結果、サービス提供場面における両職種の連携の実態や、事業所におけるリスク管理等の実態も明らかとなった。

本項では、これらの連携研修と全国アンケート調査の結果を踏まえ、利用者の福祉用具の安心、安全な利用と、事故防止のための環境づくりのため、福祉用具貸与事業所と福祉用具専門相談員、そして、訪問介護事業所と訪問介護員に対して、提言を行うものである。

1) 福祉用具貸与事業所、福祉用具専門相談員に向けて

① モニタリングの普及について

・福祉用具貸与事業所の管理者に対する全国無作為のアンケート調査から、9割以上の事業所が定期的なモニタリングを実施しているが、1割弱が実施していないことがわかった。次年度から福祉用具サービス計画書の作成、モニタリングの実施が義務づけられることから、すべての福祉用具貸与事業所は、定期的なモニタリングを確実に実施しなければならない。特に利用者の安全な福祉用具の利用をサポートするためには、リスク管理の視点を重視して適切に行う必要がある。

・アンケート調査によると、福祉用具貸与事業所が行うモニタリングの頻度は6か月から1年未満が半数以上を占め、次いで3か月から6か月未満が4分の1を占めており、一定期間でのモニタリングが行われていることがわかる。今回の義務化では頻度の規定はないが、介護保険における福祉用具の利用者は、使用にあたって特別な支援を要する方が多い。事業所では、定期の期間を定めて訪問を行っていると思うが、利用者の要請に応じることはもとより、リスク管理上必要であれば、この期間にかかわらず弾力的に対応することも必要である。

・福祉用具の事故を予防する方法として、「導入後もモニタリングを行う」、「利用の前に利用者の身体状況を把握する」ことを半数以上の事業所が挙げている。福祉用具専門相談員は、福祉用具のサービス提供にあたっては、アセスメントに基づき適切に福祉用具を選定し、定期的なモニタリングを行うことで、福祉用具の事故予防を進めていく必要がある。

② 事故発生時の対応について

福祉用具貸与事業所は事故発生時の対応の仕組みを9割弱が定めているが、定めていない事業所は対応方法を作成し、福祉用具専門相談員に周知徹底する必要がある。また、何をもって事故とするのかを示した文書の有無では、半数しか行っていないという結果が出ている。福祉用具貸与事業所は事故の定義を示して、事故発生時の対応方法について、福祉用具専門相談員に周知徹底しておくことが必要である。

③ 訪問介護員との連絡について

福祉用具貸与事業所はケアマネジャーに対する連絡をほとんどが取っているが、訪問介護事業所との連絡を取っている事業所は半数程度である。訪問介護員は頻繁に利用者と自宅で接することを考えると、福祉用具専門相談員が訪問介護員との連絡を密に取り、リスク管理に関する情報を共有することで、事故の予防につながるものと思われる。今後は、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられることを考えると、リスク管理のツールとして、訪問介護員に福祉用具サービス計画書を理解してもらうことが必要である。

④ モニタリングや、職種間連携によるリスク管理について

福祉用具のリスク管理を適正に行うためには、福祉用具専門相談員の職場内・外の研修への参加を促し、モニタリングにおける安全確認技術など、リスク管理についての知識・技術を習得する必要がある。さらに、今回のような訪問介護員との連携研修などを通じて、職種間の連携による事故予防に向けた環境づくりに取り組む必要がある。

2) 訪問介護事業所、訪問介護員等に向けて

① リスク管理の情報収集の重要性について

アンケート結果によると、訪問介護事業所の管理者は、福祉用具の事故情報の公表や、JISが規定する福祉用具の種類、事故に関する業界団体の注意喚起活動などに対する認知度が余り高くない。福祉用具による事故の防止には、福祉用具貸与事業所だけでなく、訪問介護事業所にも、こうした情報に関心をもってもらい、ひとり一人の利用者のリスク管理に向けた取り組みが求められている。

② 職種間の連携、適切な利用支援の必要性について

アンケート調査によると、福祉用具貸与事業所と連絡をとっていない訪問介護事業所が半数近くあることがわかった。一方、今回の連携研修に参加した訪問介護員からは、「福祉用具について相談する相手がいない」という意見もあり、事業所間はもとより職種間の関係の希薄さがうかがわれる。事故予防のためには、今後は福祉用具サービス計画を介して連携を図るとともに、訪問介護員の福祉用具の適切な利用を支援していく必要もある。

③ アセスメントやモニタリングへの積極的な協力について

アンケート調査によると、事故予防の方法として、「導入後もモニタリングを行う」、「利用の前に利用者の身体状況を把握する」を半数以上の訪問介護事業所の管理者があげており、福祉用具貸与事業所と同様の結果となっている。認識が一致していることから、事故に遭うのは利用者であるということを常に念頭におき、福祉用具専門相談員のアセスメントや、モニタリング等に積極的に協力するよう、所属の訪問介護員に要請してほしい。

④ 福祉用具専門相談員との連携研修、福祉用具に関する知識の取得について

今回の研修を通じて、日頃は関係の希薄な訪問介護員と福祉用具専門相談員が連携し、リスク管理のための安全確認技術を習得することは、事故予防には大変有効であることが確認できた。本会では、今回をモデル研修と位置づけ、来年度以降、各地で継続的に同様の研修会を実施していく予定であることから、そのような機会にはぜひ参加してもらい、安全確認技術の習得を目指すとともに、実際のサービスの提供場面で活用してほしい。